

永平寺町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年12月23日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第37号

永平寺町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

永平寺町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(平成18年永平寺町条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和7年12月及び令和8年6月に支給する期末手当の特例)

- 4 令和7年12月及び令和8年6月に支給する期末手当については、第3条第2項の規定にかかわらず、令和7年12月分については同項中「100分の182.5」とあるのは「100分の185」と、令和8年6月分については同項中「100分の182.5」とあるのは「100分の183.75」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。